

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区コミュニティバスラッピング広告作成及び貼付業務委託	5200066
工（納）期	令和4年5月13日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	788,700円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社京成エージェンシー (法人番号：7010601024893)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川区コミュニティバスラッピング広告作成及び貼付業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社京成エージェンシー 所在地 東京都台東区根岸2-22-1 代表者 代表取締役社長 原 圭介
特命理由	<p>本件は、ながらスマホ防止の啓発及び注意喚起を促すために、荒川区コミュニティバスの車体ラッピングデザイン制作及び掲出を委託する契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 荒川区のコミュニティバス運行の委託業者は京成バス株式会社であり、京成バス交通広告の指定代理人は上記業者であることから、上記業者以外に他者に行わせることが不可能なため、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)